

## ○多古町建設工事の現場代理人の兼務に関する事務取扱要領

(平成 25 年 3 月 4 日訓令第 2 号)

### (目的)

第 1 条 この訓令は、現場代理人としての責務を果たせつつ、受注者の事業者としての負担を緩和するため、多古町が発注する建設工事について、現場代理人の兼務について対象となる工事の範囲を設定し、現場代理人の兼務に関する事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第 2 条 兼務の対象となる工事は、次の条件を全て満たした場合とする。

- (1) 兼務する工事は全て、多古町が発注であること。
- (2) 兼務するそれぞれの工事の請負金額が 2,500 万円未満であること。
- (3) 兼務する工事は 2 件を超えないこと。

### (届出)

第 3 条 現場代理人の兼務を行う場合は、受注者が兼務を希望する工事担当課に対し契約締結時に主任技術者等選任通知書に加えて、現場代理人兼務届（別記第 1 号様式）を提出する。

2 前項による届出後速やかに、既に契約締結している工事担当課が異なる場合は、既に契約締結している工事担当課へ、現場代理人兼務届（別記第 1 号様式）の写しを提出する。ただし、添付書類については不要とする。

### (解除及び変更)

第 4 条 兼務している工事の一方が竣工（発注者へ引渡後）した場合等現場代理人が兼務する必要がなくなったときは、契約継続中の工事担当課あてに現場代理人兼務解除届（別記第 2 号様式）を提出する。

2 次のいずれかに該当する場合は、現場代理人を変更しようとする工事担当課あてに現場代理人変更届（別記第 3 号様式）を提出する。

- (1) 設計変更により、一方の工事の請負金額が 2,500 万円以上となった場合
- (2) 病気・死亡・退職等特別な場合発注者がやむを得ないと認めた場合

3 前項による現場代理人の変更に伴い、現場代理人を兼務するための要件を満たすことができなくなった場合は、兼務をしている双方の工事担当課あてに現場代理人兼務解除届（別記第 2 号様式）を提出する。

(責務)

第5条 現場代理人は兼務する一方の工事現場に従事している時であっても、他方の現場代理人の契約上の職務を免じるものではない。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。